

費であり、其他は鐵道、電信、電話及び殖民地に於ける事業公債であつて、大部分は其事業自體に於て元利金を支辨し、若くは將來支辨し得べき計畫の下に發行せられたもの許りである。殊に最近數年間に於て不生產的公債を募集した事實は全く之を認むることが出來ないのである」（砂田氏前掲三頁）。

と言ひ、我國の國債が諸祿處分公債と日清日露の軍事公債以外は悉く生產公債であると論ずる者があるが、之に對して論者或は

「公債には大體生產公債と不生產公債とがある、鐵道公債や電話公債の如きは、其事業の直接の收入に依つて元利拂の計畫が立つ上に、國民の租稅負擔などとは少しも關係のないものであるから、是等は純然たる生產公債である。築港治水道路改良等の公債は生產の基礎たるべきものであるから生產公債といへば言はれる。が其の事業の直接の収益に依つて公債の元利償還の計畫を立てることが出來ないから之を生產公債の中に加へない。軍事公債や復舊公債や財界救濟、金融調節、行政整理、制度變更等の爲に發行した公債は純然たる不生產公債である。そこで事業の直接の收入に依つて償還計畫の立てられる公債を生產公債、その他の公債を不生產公債とする。而して生產公債の方は國家が營利事業を營む資本であるから之を發行することは全く事業會社が増資をしたり社債を發行したりするのと同じものであつて、その總額が多くなることは必ずしも心配するに及ばない」（三土氏前掲八頁以下）。

と論ずる者がある。前者の説は後者の説を以て打ち破ることが出来る、前者は諸祿處分公債、日清日露の軍事公債のみを不生產公債とし他を生產公債とするに反し、後者は軍事公債、震災善後公債、金融調整公債、財政行政整理公債、制度變更公債、築港治水道路開通及教育の公債を不生產的公債となし、其の他を生產公債となすのである。此兩者の間の意見が如何に軒輊してゐるかは起債目的別未償還額の表を示すと能く判る。（昭和四年度末日現在）

起債目的	内 訳	債 額
制度變更	舊 藩 債 處 分	
殖產興業	諸祿處分	九五、八五六、〇〇〇
軍事戰爭	築港疏水、道路開通 鐵道敷設 採礦、製鋼、電話擴張等	九、〇一八、〇〇〇 六、〇五四、〇〇〇 一、六一一、九六二、〇〇〇〇〇 一七五、一二九、〇〇〇〇〇
		七九、六七四、〇〇〇 一、五八四、四七〇、〇〇〇

財政整理		紙幣發行却却		三一三、五五二、〇〇〇	
拓殖事業		震災善後		一二、三六九、〇〇〇	
金融調整		震災善後		八八、七一一、〇〇〇	
爲替資金の疏通及 聯合國財政援助等	四〇〇、五二九、〇〇〇	三一七、四二四、〇〇〇	五九四、八六三、〇〇〇	一〇、三九七、〇〇〇	一一三、五五二、〇〇〇
對支借款關係三銀行債務整理 震災手形損失補償及善後處理	一三九、〇〇〇、〇〇〇 二七、四〇一、〇〇〇 一七七、一三〇、〇〇〇 三、五六八、〇〇〇	一一二、一六七、〇〇〇 二七、四〇一、〇〇〇 三、五六八、〇〇〇	五九四、八六三、〇〇〇	一二、三六九、〇〇〇 八八、七一一、〇〇〇	一一三、五五二、〇〇〇

總計	臺灣融資損失補償
內國債	臺灣融資損失補償
外債	
	二〇〇、一八三、〇〇〇
	五、九五九、四五七、〇〇〇
	四、五一二、六〇八、〇〇〇
	一、四四六、八四九、〇〇〇

右表に依りて之を觀るに、前者の説に依ると不生産公債は十七億圓に満たざるに生産公債は四十億圓以上に上ほるのであるが、後者の説に依ると生産公債は二十一億圓内外であるに不生産公債は三十七億圓を超ることになる。蓋し後者の説が正しい。それで前者が「何處に不生産的公債があるか」と大見得を切つてゐるのは誤であることが明である。又昭和元年以降四年間に發行したる公債は實に十二億三千三百餘萬圓に達するが、其の中震災善後、震災手形損失補償、震災手形善後處理、臺灣融資損失補償、三銀行債務整理、海軍補償、退職賜金等の爲にする不生産公債は八億四千五百萬圓に上ほつてゐる。論者が「最近數年間に於て不生産的公債を募集したる實は全く之を認めることが出來ない」といふのは事實に於て大に誤つてゐると謂は

ねばならぬ。

次に進で、生産公債は悲觀するに及ばぬといふ議論を吟味するに、其の理由は事業の直接の收入に依つて元利拂の計畫が立ち、國民の租稅の負擔力などに少しある關係のないものであるといふに存してゐる。處で論者の謂ふ所の生産公債に就て之を觀るに、必ずしもその事業の收入に依つて自ら元利を支拂し得るものと限らない。鐵道公債にありても、中には之に依つて新設した線路の利益を以て利子だけを支拂ひ得ざるものがある。之を私設會社の經營に任すとすれば、政友會内閣の計畫の路線の如き、少くも社債を起して迄新設することとなるまい。若し此の如き計畫を敢てして社債を發行すれば、それが爲に會社が經營困難に陥るより外ないからである。是に依て之を觀ても其の事業の直接の收入で元利拂をなし得るといふ理由では公債が發行出來ぬ。論者の論理で自ら生産公債を否認することとなる。併し既に起債正否の理論に於て論じた通り、鐵道、營利事業ではあるけれども、營利が鐵道の全局面ではない。國防の關係、國民經濟の關係、國民文化の關係から起債の正否を決せねばならぬ。(本書一三三頁以下)

之を要するに、生産公債を以て事業會社の社債と同一視し何時でも幾何でも之を起してよ

い、其の總額が多くなりても心配するに及ばぬといふのは間違つてゐる。

論者は償還政策を立て不生産公債の償還を急ぐといふのであるが、それを實現せんとすれば、積極政策と並び之を行ふ以上、財源が無いから増稅の已むを得ざるに至るのである。處が其の増稅は今日に於て實現性が無い。且つ我國に於ては生産公債も不生産公債も同様の形式を探り記號迄も同じくするものが少くない。五分利公債、五分利國庫債券中に多く其の例を見るのである。其の中で生産公債の部分は償還せないで不生産公債の分だけ償還するといふことは相當困難である。又假令之を區別し償還方法を異にするとして見ても國債市場に特別の影響を及ぼすものと考へ得られないのである。

## 二 震災復舊公債説

此の説は帝都復興費と同じ様に震災復舊費をも公債に依つて支辨すべきことを主張するものであつて、田中内閣の公債政策の辯護であると同時に濱口内閣の公債政策の駁撃である。此の説を吟味するに先ちて田中内閣に於て立てられた震災善後費支辨計畫を見て置く必要が

ある。其の計畫を表に依て示せば左の如くである。

震災善後費昭和四年度以降年割表		震災復舊費 計	震公債善 備考
區分	帝都復興費		
昭和四年度	七、六〇九、六七五	四六、六四、一四八	一三〇、二三三、八三
五年度	一七、一五三、三一〇	四八、九二八、八七	九、二〇一、二三七
六年度	二、〇〇〇、〇〇〇	四六、二三五、六六五	六、〇八一、三九七
七年度	二、〇〇〇、〇〇〇	四八、二三五、六六五	四八、二三五、六六五
八年度	二、〇〇〇、〇〇〇	三五、七五、八七六	四一、七五、八七六
九年度	一、五〇〇、〇〇〇	二八、九七四、七二七	四一、七五、八七六
十年度	一、五〇〇、〇〇〇	七、七二五、九八八	九、三五、七九八
十一年度	一、〇〇〇、〇〇〇	四、九一八、古四九	六、四一八、古四九
十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、四一八、古四九
十三年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、三五、七九八
		二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇

計	一〇一、〇三一、九八五	二三三、〇六三、〇四〇	三五、〇九六、〇三三	二九六、〇六三、四三九
---	-------------	-------------	------------	-------------

右表に依つて之を觀れば震災善後費公債の總額は約三億圓に上り、震災復舊費を公債にて支辨することとしたので公債額が一億二千萬圓増すこととなるのである。

然ならば田中内閣は何故に加藤内閣の方針を改め震災復舊費をも公債にて支辨することとしたか、それに就て當時の財政當局者は左の如く辯じてゐた。

「…關東大震災の如き非常なる國家の災厄でありまして、之が善後處置を致しまする爲め數年間に於て巨額の金が掛る。其金を現代の吾々が全部負擔する必要はなからうと思ふ。吾々は斯様な、急に非常な場合に要ります。金は戰費と同じやうに公債に大體譲りまして、後世子孫をして共に負擔せしむる方が宜しいと思ふのであります。左様な見地から震災善後公債法と云ふものが出て居りまして、やつて來たのであります。併ながら今日に於きましては震災直後と違ひまして、金融市場に於きましては相當の公債を消化することが出來ます。又預金部の資金も相當増加致しましたからして、公募せずして、預金部に於て引受ける額も相當多額に達しまするが故に、私は斯様な財源たるべきものは是は公債に移して宜しい。

斯う云ふ見識から斯様に致したのであります。(三土前藏相の答辯……昭和四年一月二十四日官報號外  
衆議院議事速記録四六頁一段)

と。この辯明に依れば(一)震災善後費の如きは後世子孫をして共に負擔せしむるを可とする  
ことと(二)金融市場並に預金部の状況が公債を發行するに適するが故に從來の方針を變更した  
と云ふのである。

惟ふに此説の第一理由は一概に斥くべきもので無い、そこに一應の理窟があるとも謂へる。  
併し此の論を推し詰めれば「震災善後費の全部を現代の吾々が負擔する必要はない」、「後世子  
孫をして共に負擔せしむるが宜しい」と言ふのであるから、震災善後費は現代と後世とが分擔  
すべきであるといふことに歸するのである。果して然らば帝都復興費を後世子孫に負擔せし  
め、震災復舊費を現代の國民が負擔するといふ方針は之を非難することが出來ぬ。正しく論者  
の考に當て統まつてゐる。論者が帝都復興費と震災復舊費とを擧げて、所謂震災善後費を悉く  
公債に依て辨ぜんとするのは「現代」をして負擔を免れしめ後世子孫のみに負擔を移すことと  
なる。自ら其論理を破壊するものと謂はねばならぬ、正しく自殺論法である。

進んで震災復舊費のみに就て之を見るに、震災といふ名が冠せられてゐるから仰山に聞こゆ  
るが、其經濟上の性質は風水害等の場合に於ける災害復舊費と擇ぶ所が無い。多くは建物其他  
設備の破壊せるものを舊に復する爲めに支出せられるものである。故に新營費や修繕費の形を  
取るものが多いのである。併し其營繕費で新營し若くは修繕しても建物や設備は永久的のもの  
で無い、幾年かの後には更に修繕を加へ若是それを廢物として新營せねばならぬ。此營繕費を  
更に要する年迄には以前の復舊費の支辨は綺麗に片附けて置かねばならぬ。其復舊費を公債で  
支辨するとなれば元利の支拂が其年以後にも残ることとなり、後世子孫の負擔は彌が上にも増  
すのみである。さういふ政策を行ふて已まなければ後世子孫は到底伸びて行くことが出來な  
い。其政策の誤つてゐることを判断するに足りるのである。

震災復舊費が何に依つて支辨せらるるを正當とすべきかを明にせんとせば、震災に依つて破  
壊せられた建物や設備や其他が、其始め如何なる財源に依つて支辨せられたかを考ふれば可  
い。我國の實際に於ては多くの建物設備は普通財源に依つて賄つて來てゐる、公債に依るもの  
は殆ど稀なる例に屬するのである。然らば震災復舊費を普通財源で賄ふのが正當であるといは

ねばならぬ。只震災直後に於て巨額の復舊費を要する場合に於ては例外的に公債に依るを認むべきである。それが震災善後公債法に依つて定められてゐるのである。

之を風水害復舊費の實例に見るに中央財政に於ては公債に依らず普通財源に依て賄ふて行くのを常例としてゐる。震災復舊費を以て風水害復舊費と異なる別箇の性質を有するものとし、公債財源に依つて支辨すべきであると論ずるのは當を得てゐないと謂はねばならぬ。

右論する所に依て、震災復舊費を普通財源で支辨するは不當でないことが明となつた。論者の趣旨が震災復舊費を公債財源で支辨するのは公正であり、普通財源で辨するは不公正であるといふに在らば、其議論自身が公正で無いこと論ずる迄も無いが、田中内閣が昭和四年度に於て震災復舊費の全部を公債に仰がす其一部をば普通財源で支辨してゐるのは、(前掲表備考)、此の論理を破つてゐたと評せざるを得ないのである。

此の説の第二の理由即ち金融市場の消化力に關する意見に至りては更に首肯し難いものがある。或は今日の金融市場は公債の消化力を有してゐるといふ意見が立つかも知れぬ。併しながら資金偏在の現象を以て必ずしも公債消化力ありと断ることが出來ぬ。現に昭和三年に於て

銀行は公債に食傷したとも言ひ傳へられてゐたでは無いか、金解禁後のこと考ふれば金融市场は引締まることがあると豫期せねばならぬ、その事は第四章に詳論したから、重ねて之を論ずる必要が無い。又茲にいふ公債の消化力は或は國債負擔力増大説中に引用した國民の経済力を意味し、會社の拂込資本、銀行預金、郵便貯金、輸出入貿易金高、手形交換高に依つて之を證せんとするのかも知れないが、それだけでは今後何時でも公債消化力があるといふ結論となるのである、それ自體奇抜な結論である。之を要するに論者の公債消化力説は金解禁後の金融界を律するに足らぬのである。

### 第三 起債制限非難説

此の説は濱口内閣の採つてゐる起債制限策を以て國債の發展を阻害するものであるとして非難するのである。其の説く處は左の如くである。

「田中前内閣時代の計畫においては震災復舊費の大部分は公債に依ることにしてあつたのである。それは關東大震災の如き千百年にして一度見るやうな災害の善後處分に要する經費を全部普通財源に依るこ

とすれば他の事業を一時中止するの外ない。それでは地方の開發や産業の振興といふが如き國力の培養に關する施設が阻止されることになる。故に之を公債借入金に仰いで置いて漸次に普通歳入を以て償還する計畫を立てることは何れの時代何處の國でも必ず取り來つた方針である。然るに濱口内閣は公債發行額を出来るだけ少くする方針を探ることにした。それに震災復舊費の公債を減らす外はない。これを減らすには何とかして財源を捻出せねばならぬ。そこで治水、港灣、道路その他地方の開發、産業の發展、農村の振興等に必要な施設に對して大削減を加へ、それによつて剩し得た金の全部を以て東京横濱の震災復舊の財源に充當し、公債發行を減少するといふことにしたのである。言ひ換へれば全國多數國民の直接受くべき利益、それから國家の發展、經濟の振興の基礎となるべき諸施設を犠牲にして無理に財源を捻出し、公債發行額の減少にこれを振向けたといふことになるのである。

然らば何故左様にしてまで公債の發行額を減少するかと言へば新規公債を多く發行すれば既發公債の價格が下る。その上金解禁をすれば金融が逼迫して金利が高くなつて、公債の價格が下る故に公債を多くもつてゐる銀行家などは成るべく公債の發行を少くすることを熱望するのである。そこで政府は公債所有者の聲に耳を傾けて一意專心公債發行額の減少に努めることとなり、之が爲に一切の事業を犠牲にする方策を探つたのである。是れ政府が國民中極めて少數に過ぎない公債所有者のために多數國民の直接受くべき利益を犠牲にするといふ非難の聲を聞く所以である」（三土忠造氏金解禁と緊縮政策の批判

四五頁以下）。

此の説を分析すると二の考がある。其の一は起債制限をなし得るに至つた原因たる緊縮政策を非難し地方開發産業振興を犠牲にしたといふのであり、其の二は起債制限の結果である公債價格の維持を非難し金融資本家を利し多數の國民を苦しめるといふのである。第一の考を産業振興犠牲説といひ、第二の考を金融資本家利益説と名付けて置く。

### 一 産業振興犠牲説

此の説は田中内閣の震災復舊公債に關する政策を絶対に正しきものと前提し、之を變更するは不當であると論斷してゐるのである。しかし、それが誤である。

私は前段震災復舊公債説に於て震災復舊費は普通財源で賄ふて然るべき所以を論じた、其理窟は此の説の前提の誤であることを反證して餘りある。茲に重ねて辯する必要がない。唯論者は問ふに落ちず語るに落ち、此の論理に依つて補足公債を起すことを白狀してゐる。何を以て之をいふかといふに、論者は震災復舊費を全部普通財源に仰けば他の事業を一時中止する外なく、地

方開發産業振興に關する施設が阻止せられるから、震災復舊費を公債支辨に移す必要があると主張するのである。之を裏から言へば、財政に餘裕があれば普通財源で震災復舊費を賄つても、爲に他の事業を一時中止する必要も無く、地方開發、産業振興の施設が阻止せられることも無いと謂はねばならぬ。隨て病は財政に餘裕がないといふことにあるのである。財政に餘裕なきに拘らず、地方開發、産業振興の名に於て積極政策を行ふに急であるから、公債を起して震災復舊費を支辨せねばならぬ様なことが起つて來るのである。其の積極政策を行ふが爲に震災復舊費を公債財源に依つて賄ふことにしたと云ふも、其の實は財政上餘裕が無いから公債を起すことによく歸着するのである。或は結果より見れば地方開發、産業振興の爲に公債を起すと同じことになる。偶々收入不足を公債に依つて穴埋せんとしたことを告白してゐるのである。此の如き公債は明に補足公債である。補足公債を起して財政の收支均衡を圖り乍ら、それを絶対に正しいと前提するに至ては誤れるも甚だしいと謂はねばならぬ。

次に論者は濱口内閣が公債發行を成るだけ少くする方針を探り、其の財源捻出の方法として地方開發費、産業振興費を削減し、それに因つて剩し得た金の全部を震災復舊費の財源に充當

したと云ひ、さながら地方民の利益を犠牲にして東京横濱市民の便宜を圖つたと論斷するのであるが、それは昭和四年度の所謂實行豫算を見ないで下した妄斷である。

昭和四年度實行豫算に於ては、全體の豫算に對して節約を断行したのであつて、啻に地方開發費、産業振興費のみを節約したので無く、震災復舊費それ自體をも亦大々的に節約したのである。一般會計に於ける節約額は九千百萬圓に及び、其の中二千七百萬圓程は財源を伴ふ經費の節約である。残り六千四百萬圓程の中三千九百二十三萬六千七百五十四圓を起債の減少に充て他の二千餘萬圓は之を剩餘金へ廻はしたのである。節約額の全部が震災復舊費の方に廻はされたので無い。又農林省、商工省の關係の節約は全體に於て六百萬圓に足りない。而して其の内農林省産業振興費は千五百八十餘萬圓の中百九十餘萬圓を節約したので正に一割二分減、農村振興費は四百二十餘萬圓の中百二十餘萬圓を節約し正に三割二分減である。商工省産業獎勵費は三百九十餘萬圓の中二十一萬圓を節約し正に五分に當る。又内務省所管の治水港灣道路等に關する經費の事業費は一千三百九十八萬圓の中六百五十餘萬圓即ち一割七分を減じ、港灣改良費は千二百六十八萬圓の中四百六十餘萬圓即ち三割七分を節約してゐる。處が震災復舊費

は四千六百六十餘萬圓の中二千二百三十餘萬圓を減じてゐる。節約の額は正に四割八分に上りつてゐる。是が故に昭和四年度の豫算に對する節約は地方開發費、產業振興費よりも震災復舊費の方が絶對額に於ても割合に於てもより多く節約せられてゐるのである。隨て東京横濱、震災復舊費の財源を得んが爲に地方開發費、產業振興費を節約したといふことにはならないのである。少くとも多數國民の直接受くべき利益を犠牲にして東京横濱の震災復舊費の財源に充當し少數者の利益を圖つたものと謂ふ非難は當らないのである。

論者の論理を見ると地方開發費、產業振興費の如きは手を觸れることが出來ないと前提してゐるやうであるが、それはさういふ譯のものでない。濱口内閣は財界の建直し金解禁を斷行するが爲に緊縮政策を行ふ必要を認めたのである。其の緊縮政策は總ての經費の上に加はらなければならぬ。地方開發費、產業振興費だけを例外とする譯に行かぬ。今日に於ては緊縮政策の緊要さは地方開發費、產業振興費の緊要さよりも重大であると見てゐるのである。加之緊縮政策が徹底し金解禁が行はれ、財界が立ち直ほるに至れば、總て産業は復活して來るのである。是が故に震災復舊費の財源を捻出する爲に産業振興を犠牲に供したといふは誤つてゐると断ぜねばならぬ。

## ニ 金融資本家利益説

此の説は國債價格の維持を以て金融資本家の利益に歸し、多數國民の利益を害すと斷ずるのであるが、それは全く誤りである。

第一に公債價格の維持は財政上大なる意味を持つて居り、一方には財政整理に資し他方には負擔を重くせない豫防となるのである。既に論じたる如く我國には年々巨額の國債を借換せねばならぬこととなつてゐる。處が借換に際して新しく發行する公債の價格は、發行當時に於ける既發公債の市場價格を標準とすることとなる。若し既發公債の價格が下落して居るとすれば、勢ひ發行價格は低くなる。隨て借換に依つて國債總額が多くなつて來る。公債增加の結果を齎らし年々多くの元利支拂を要することとなる。若し此の元利支拂に要する普通財源が充分でなければ増税する外はない。斯くて國民一般の負擔を重くするの結果が生れて來るのである。公債價格の維持は此の結果を豫防するものである。果して然らば公債價格の維持は一般國民の負擔に關する大問題であると謂はねばならぬ。漫に金融資本家をして一般國民の利益を

害するものといふは當らぬ。

第一に、公債價格の維持は經濟上重大なる意義を有し、金融界延ては財界に不安を生ぜない豫防となるのである。金融資本家が、公債價格維持の反射作用として損失を蒙らないといふ事實は、之を金融資本家の利益のみと觀るべきでない。銀行信託會社保険會社等の金融機關が爲に打撃を被らず健全に發展して行く條件となるのである。蓋し是等の金融機關は巨額の公債を所持して居るのであるが、公債價格が大に下落し爲に評價損が多くなり、貸借對照表に赤が出て来るやうのことがあると、金融機關の信用を毀ける虞がある。若し之が爲に金融界の動亂を生ずるが如きことあらば、それは金融資本家のみの利害に止まらない。延て財界全般の問題となるのである。昭和二年の金融界的動亂が、財界の動亂そのものに外ならなかつた事實は以て其の證とすべきである。國債の價格が維持せられ、金融機關に不安を生ずるの禍根が斷たれて初めて、其處に財界の安定が出て來るのである。之を單に金融資本家のみの利益と觀るのは階級鬭爭的の偏見に陥つたものであるといはなければならぬ。無產黨が之を主張するのは讀めた話であるが、政友會迄が之を力説するに至つては驚かざるを得ない。田中内閣は昭和三年六月

の銀行決算期を前にして、國債價格の下落に惱まされ其の價格を維持することに苦慮したではないか。論者が之を忘れて濱口内閣の公債政策に依つて公債價格が安定したのを攻撃するは、眞に反対せんが爲の反対と評するより外ないのである。

## 國 債 整 理 終

發行所	株式會社	日本評論社	印 刷 所	君 島 潤	著 書 鈴 木 利 貞	發行者 小川郷太郎	昭和五年六月十五日發行	時事問題講座 2
				東京市小石川區久堅町一〇八	東京市九ノ内二ノ一八			

東京・丸ノ内・昭和ビル 振替東京一六 電話九ノ内(23)

四四一  
一一一  
三三三  
三二一



# 時事問題講座

—全二十冊—

配第一回	1	金解禁	東京帝國大學教授 經濟學博士	土方成美著
配第二回	2	國債整理	前大藏政務次官 大蔵政務次官	小川鄉太郎著
配第三回	3	財政整理	經濟學博士	太田正孝著
配第四回	4	關稅と貿易	經濟學博士	大口喜六著
配第五回	5	國際貸借	東京朝日新聞主幹 經濟學博士	牧野輝智著
配第六回	6	地方財政	東京市助役	田中廣太郎著
配第七回	7	對支問題	法學博士	吉野作造著
配第八回	8	軍備制限	法學博士	尾崎行雄著
配第九回	9	思想問題	土田杏村著	
配第十回	10	中小農工商問題	東京帝國大學教授 文學博士	
配第十一回	11	失業問題	河津遼著	
配第十二回	12	產業合理化	安部磯雄著 渡邊鐵藏著	



